

学校体育施設開放事業実施要項

（実施要項の目的）

この規定は、斑鳩町立学校の体育施設の開放に関する条例施行規則第16条の定めるところにより、学校体育施設開放事業を円滑に運営するため、必要な事項を定めるものとする。

（管理機関）

開放事業は、教育委員会が行うものとする。

（開放校及び開放施設）

斑鳩小学校・斑鳩西小学校・斑鳩東小学校（各体育館及び運動場）・

斑鳩南中学校（サブグラウンド）

（開放施設及び開放範囲）

【体育館】

- ①定期開放 スポーツ団体（登録スポーツクラブ）のための開放とする。
- ②一般開放 スポーツ団体（登録スポーツクラブ）に供するための開放とする。
- ③その他の開放 町及び町スポーツ協会の主催事業並びに町スポーツ協会加盟競技団体の主催事業及び教育委員会が認めた事業のための開放とする。

【運動場】

- ①定期開放 小学生で組織されたスポーツ団体（登録スポーツクラブ）のための開放とする。
- ②一般開放 小学生で組織されたスポーツ団体（登録スポーツクラブ）に供するための開放とする。
- ③その他の開放 町及び町スポーツ協会の主催事業並びに町スポーツ協会加盟競技団体の主催事業及び教育委員会が認めた事業のための開放とする。

（開放日時）

【体育館】

- ①月～金 （定期開放）午後5時00分～午後9時00分
- ②土 （定期開放）午前9時00分～午後9時00分
- ③日・祝 （一般開放）午前9時00分～午後9時00分

【運動場】

○町立小学校運動場

- ①月～金 開放無し
- ②土 （定期開放）午前9時00分～午後5時00分
- ③日・祝 （一般開放）午前9時00分～午後5時00分

○南中サブグラウンド

平日・土・日・祝 （一般開放）午前8時30分～午後5時00分

- ※1 定期開放・一般開放とも、年末年始（12月28日～翌年1月3日）は開放しない。
- 2 定期開放について、国民の祝日に関する法律に規定する休日はこれをしない。
- 3 一般開放について、国民の祝日に関する法律に規定する休日はこれを行う。
- 4 定期開放のない時期の学校運動場については、一般開放を行う。
- 5 土・日曜日が祝日と重なった場合は、一般開放とする。

(利用方法)

- ①定期開放 年1回(2月)開催するスポーツ団体(登録スポーツクラブ)代表者会議において、年間使用予定を作成し、教育委員会の許可を受ける。なお、クラブ代表者会議以降の追加登録クラブについては、登録申請後に、教育委員会の許可を受ける必要がある。
- ②一般開放 体育施設を使用しようとする者は、使用日の4週間前から当日までに、学校体育施設使用許可申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- ③その他の開放 一般開放に準ずる。

(使用許可の条件)

- ①定期開放及び一般開放共に、スポーツ団体登録(スポーツクラブ登録)をすることを原則とする。

(使用の制限)

- ①学校行事、その他学校教育上支障があると認めた場合、教育委員会は当該許可を取消、または変更することがある。

(利用者の義務)

- ①許可を受けた者が、当該施設を使用する時は許可書を携帯し、教育委員会の指示事項を厳守すること。
- ②許可を受けた者は、使用前に教育委員会で当該施設の鍵、並びに開放日誌を受取ること。
- ③使用終了後は、原状に復し、清掃・消灯の上、開放日誌に必要事項を記入し、当該施設の戸締り等の点検を怠らないこと。
- ④鍵並びに開放日誌は、使用責任者が責任をもって教育委員会(中央体育館へ利用終了後早急に)に返却すること。ただし、他の団体が引続き使用する場合は、団体間で引継ぎを行ってよい。
- ⑤使用者は、使用中に生じた事故については、一切の責任を負うものとし、施設を損傷した場合は、その損害を賠償するものとする。
- ⑥定期開放において、各クラブに割当てられた時間帯については、当該クラブで利用することを原則とし、クラブ間の開放場所の貸借はしない。また、登録クラブ間の練習試合、合同練習を行う場合は、事前に教育委員会に報告すること。また、他チーム等との試合等を行う場合も同様とする。
- ⑦使用を中止する場合は、使用当日の午前中までに教育委員会(中央体育館)へ必ず報告すること。
- ⑧利用に際しては、別紙の学校体育施設利用者心得について厳守すること。
- ⑨練習試合等により多くの来場者(特に自動車での来場)が予想される場合は、事前に教育委員会に報告し、指示を受けること。

(クラブ登録)

- ①体育館及び運動場を定期開放するにあたり、クラブ登録をすることを原則とする。(教育委員会登録)
- ②登録の条件は、登録スポーツクラブ活動要項の条件に準ずる。
ただし、運動場については、小学生を対象としたクラブとする。

- ③登録後、人員が大幅に減少し、かつクラブ員の中で町内居住者が町外在住者よりも少ない場合に、登録を取り消すことがある。
- ④登録団体が関係規則等及び実施要項に従わない時は、理由の如何を問わず、1ヶ月の使用を停止、または1年間の登録を取り消すことがある。
- ⑤登録スポーツクラブ活動要項に準じた条件、適格事項を守ること。

(奉仕活動)

- ①登録クラブは、次に掲げる事項の奉仕活動を積極的に行うこと。
 - (1) クラブ活動により習得した技術・知識は単に自己満足にとどめることなく広く地域社会に還元奉仕するよう努めること。